

治 山

治山事業とは

山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害が発生した保安林や発生が心配されている保安林について、治山ダム、土留、水路等の整備や緑化を行い、安定した森林に復旧して、その後の災害を予防します。

昭和47年7月豪雨の復旧



○山腹崩壊時の状況（昭和47年）



○山腹工施工状況（昭和49年）



○現在の状況

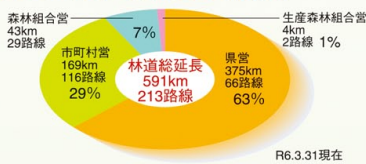


林 道

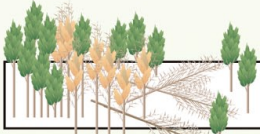
林道の役割

- 間伐など森林の整備がしやすくなります。
- 木材の生産コストが低くなります。
- 山で働く人の歩行労働が軽くなります。

本県の林道管理の状況



松山林道（南足柄市）



森林被害

森林の被害状況

（単位：ha）

区分	火災	水害	風害	凍害その他	雪害	計
令和元		30.06	8.33			38.39
2			被害なし			
3		0.17				0.17
4			被害なし			
5	0.02	0.06	0.12			0.20

（注）表中の「空欄」は、被害がないものを示す。
年次（1月～12月）で集計している。



令和元年台風19号による水害状況（足柄下郡箱根町宮ノ下）

松くい虫被害と防除事業

区分	被害量 (m³)	伐倒駆除 (m³)	特別伐倒駆除 (m³)	樹幹注入 (本)	抵抗性マツの植栽 (本)
令和元	399	0	318	926	30
2	277	0	216	828	30
3	502	0	444	904	60
4	191	0	183	968	14
5	207	0	209	425	0

（注）伐倒駆除……… 切り倒して薬剤駆除すること（平成21年度から衛生伐を含む）
特別伐倒駆除……… 切り倒して焼却・破砕処理すること
樹幹注入……… 健全な松の木に穴を開け、線虫の侵入を防ぐ薬剤を注入し、松枯れを予防する
抵抗性マツの植栽……… 線虫に抵抗性を持つマツを植栽すること

松くい虫被害について

松くい虫被害とは、マツノマダラカミキリの成虫（体長約3cmの甲虫）により運ばれるマツノザイセンチュウ（体長1mmほどの線虫）が寄生することにより松が枯れる現象です。



保安林

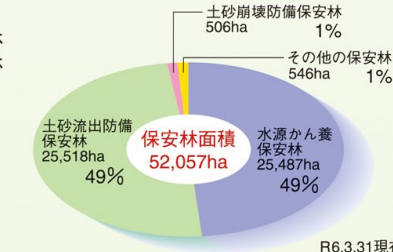
1. 保安林とは

保安林は、森林が有している水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の機能を高度に発揮させるため、森林法に基づいて指定された森林です。

2. 保安林の種類

保安林の種類は全部で17種類ありますが、そのうち本県には次の13種類が指定されています。

- ・水源かん養保安林
- ・土砂流出防備保安林
- ・土砂崩壊防備保安林
- ・飛砂防備保安林
- ・防風保安林
- ・水害防備保安林
- ・潮害防備保安林
- ・干害防備保安林
- ・落石防止保安林
- ・魚つき保安林
- ・航行目標保安林
- ・保健保安林
- ・風致保安林



※兼種保安林については、上位のものに取りまとめています。
端数四捨五入のため、合計と内訳は一致しません。



林地開発の許可

森林を開発する際、規模が1ha（太陽光発電施設の設置が目的の場合は0.5ha）を超える場合は知事の許可が必要です。

許可実績

（単位：件、ha）

年度 目 的	元		2		3		4		5	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
工場・事業場用地							1	4		
宅地等の造成										
道路の新設										
採 石 等			1	2						
そ の 他			1	4						
計	0	0	2	6	0	0	1	4	0	0

（注）本表は新規許可分のみであり、面積は開発行為に係る森林の面積（土地の形質を変更する面積）です。

許可基準

- 森林の災害防止機能を損なわないこと。
- 森林の水害防止機能を損なわないこと。
- 森林の水源かん養機能を損なわないこと。
- 森林の環境保全機能を損なわないこと。